

令和4年（行ウ）第3号公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

準備書面(1)

令和4年7月14日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 崎山 敬太

1 令和4年6月16日付け求釈明申立書第2について

答弁書5頁1行の京都帝国大学（当時）の研究者とは、金関丈夫氏（以下「金関氏」という。）である。

2 令和4年6月16日付け求釈明申立書第3について

答弁書5頁4行ないし6行にいう調査研究とは、国立台湾大学医学院が、移管までに行った調査研究を指している。

なお、本件人骨は、金関氏が収集したものか確定したものではない。国立台湾大学の許鴻樑氏が、1948年に発表した論文「琉球人頭骨ノ人類學的研究」『國立臺灣大學解剖研究室論文集（国立台湾大学解剖学研究室論文集）』第2冊，227頁－330頁（以下「許氏論文」という。乙4号証はその抜粋である。）がある。人骨の採集場所、数などについて、許氏論文と移管台帳の内容との間には齟齬がある。例えば、許氏論文の228頁「表1材料表」に許氏が研究材料とした頭骨の一覧表が掲載されているところ、同表に記載された内容は、本件人骨の移管台帳の記載と総数においても、地域別数においても齟齬がある。このことから、答弁書5頁において、「収集したものと『されている』ことしかわか

っていない」と主張した。つまり、本件人骨は金関丈夫氏が収集したものと推測されているが、移管台帳と許氏論文に齟齬があることから、本件人骨が金関氏が収集したものかどうか、また、移管台帳に記載された本件人骨の性別、採集場所が正しいものであるかどうかについても不確定な情報であり、これら本件人骨の採集場所等含めて県教育庁が行う調査研究の対象である。

3 令和4年6月16日付け求釈明申立書第4について

本件条例の解釈運用基準で本件条例第7条第7号ウの「調査研究に係る事務」に関する情報の中にあるとして例示されている①・②の場合とは、あくまで例示であり、いずれかに該当しなければ、第7条第7号ウの調査研究に係る事務に該当しないと評価されるわけではない。

そして、被告は、①・②のいずれかに該当すると解しているわけではなく、これらに例示されている場合と同等に不開示とすることに理由がある情報と判断している。

なお、被告は、本件人骨の移管を受けてから現在まで、40件以上の要望や陳情が寄せられ、その対応をしている。また、本件人骨に関する公文書開示請求は23件、不服審査請求は5件受けている。そして、これらに対応する職員と調査研究を行う職員は重複する。

以上